



# 弁護士のための 医療法務

経営 | 労務 | 事業承継 編

The Medical Law, Advanced Guide for Lawyers

大切なことは  
医師のライフサイクル  
を知ること!?にあり

体裁 A5判 / 296頁

定価 3,960円  
(本体:3,600円+税10%)

編著者 大江 弘之  
弁護士・医師 鈴木 孝昭

弁護士として知っておきたい  
医師の“ライフサイクル”・医療機関“特有の事情”  
からアドバイスできる!

## 本書の特徴

- 弁護士が医師や医療機関から相談を受ける、経営・労務・事業承継等の法律問題について、専門家が解説する。医師・医療機関と顧問契約を結んでいる弁護士にも役立つ。
- 法情報の解説だけではわからない「医師のライフサイクル」や「医療機関特有の事情」を踏まえて、医師・医療機関との適切なかかわり方を理解することで、クライアントとの信頼関係を構築し、的確なアドバイスができるようになる。
- 大好評『弁護士のための医療法務』シリーズの第三弾!  
医療関係者も必携の一冊。

## Contents 目次(抜粋)

- 第1章 | はじめに ~医療と法務の接点~
- 第2章 | 医師を目指す者の人生と法律の接点
- 第3章 | 医療機関の経営 ~企業法務との異同~
- 第4章 | 医療機関の労務 ~働きやすい職場を作るために~
- 第5章 | 医療機関の事業承継 ~医療を継続していくために~
- 第6章 | 医療法務に求められる姿勢

The Medical Law, Advanced Guide for Lawyers

# 弁護士のための

# 医療法務

経営 | 労務  
事業承継 編

編著者  
弁護士 / 大江弘之 弁護士・医師 / 鈴木孝昭

執筆  
弁護士 / 青木聰史  
弁護士 / ニューヨーク州弁護士 / 横木昌直  
弁護士・弁理士 / 甲本晃啓  
弁理士 / 伊藤大地  
税理士・公認会計士 / 秋本浩良  
弁護士 / 前田隆志  
弁護士 / 鬼崎隼  
弁護士 / 佐々木将太



大切なことは  
医師のライフサイクル  
を知ること!?にあり

第一法規



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

## 第1 プロローグ

## 1 病院の経営に関する事案

弁護士は、弁護士となって5年目だ。大学時代の友人Aから連絡を受け、医療法人Yの顧問弁護士を引き受けたことになった。Aによれば、医療法人Yは、地域でも有名な●●病院を経営しており、Aの父親が医療法人の理事長を務めているとのことである。●●病院の院長は、外部から招聘した人が勤めており、病院の事務はC事務長が取り仕切っている。

Aの父親からは、以下のように伝えられた。

「日常的なやり取りは院長と共に事務長とやってほしい。患者からのメールの件数が増えてることが気になっている。フレームをSNSで投稿している人もいるよ。アドバイスをできるかと思つ早速、又はB以下のように伝え

「医療従事者なり。医療従事者って、医療従事相談を受けることないくらいだよ」

## コラム「非医師による理事長

都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出することができるとき(医療法第6条第1項ただし書)。理事長が死亡してしまったり、重度の健忘により職務継続が困難になつたりした場合には、都道府県でよりなる理事長を採用しないといけません。医師ではない理事長の配偶者が、ビンディングによって理事長になることはできるのでしょうか。

これについて、厚生労働省は結論として、「その女が、医師又は歯科医師(医学部又は歯学部)在学中か。又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合」には、医師ではない配偶者(子女からすれば娘)を理事長とする認可を出すことを認めています。

そもそも、理事長の制服が設けられている規則は「医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医師的知識の次第に因し問題が発生されるような事態を未然に防止しようとする」ことにあります。

候補者の経歴や資格等の機会不均等から選出かつ定常的な生人選定を阻むうおそれがないと認められる場合は都道府県知事の認可が行われることとされています(「医療法人制度の改正及び医療弁護士制度について」厚生省昭和40年6月26日健政発第410号、昭和改正厚生労働省平成30年医政発0330第33号)(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/000032449.pdf>)

## 工監事

医療法人における監事は、株式会社における監査役、一般社団法人の監事にあたるものであり、①医療法人の業務を監査すること、②医療法人の財産の状況を監査すること、③医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3ヶ月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出することほか、開催発見時は社員総会等に報告することや理事が社員総会や評議員会に提出しようとした議案を調査すること等の義務を行います(医療法第6条の8)。これらの職務は監査役(会社法381条)と、382条、383条、384条)や一般社団法人の監事(一般社団法人法99条、100条、101条)のそれとほぼ同様です。理事が法令や定款に違反した行為を行おうとし

38

第2 医療機関の経営における近時のトピック  
—ガバナンス編—

## 1 医療法人の経営

~組織としての企業との異同、社員総会・理事会~

医療機関の経営についての特徴は、第1で述べたところですが、ここでは経営上リスクになりやすい部分にポイントを絞って述べていきたいと思います。

## (1) 設立時のポイント

## A 定款の作成に關注するべし

弁護士が医療法人を運営するにあたり、定款の作成に關注するべき事項は、医療法人のものと同様に、都道府県担当局に提出する必要があります。しかし、定款の可能性がありときには、どの点をやめていくべきかについて具体的な部分について

イ ポイント  
まず、事業の性質は、うっかり報酬事業を行おうとし



「種別別医療法人数の平成推移(令和6年3月31日現在)」(厚生労働省)  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/1980000\\_001266002.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/1980000_001266002.pdf))を加工して作成

## (2) 出資持分のある社団たる医療法人の問題点

出資持分のある社団たる医療法人の問題点は大きく2つあります。①医療法人が運営されている間に医療法人の資産が流出する可能性がある点と、②医療法人が運営するにかかる可能性がある点です。厚生労働省医政局医療政策支援課「持分なし医療法人への移行に関する手引書—移行促進技術を中心として—」(令和5年5月改訂)も参考にしていただければと思います。まず、①について、出資持分のある社団たる医療法人においては、定款の定めにに基づき医療法人の解散前に出資持分の払戻がなされる可能性があります。例えば、社員が辞退した場合や、社員が亡くなった場合にその相続人から払戻が請求された場合等です。医療法人は余剰金の配当ができないことから長く運営している医療法人であればあるほど法人内に保管される金額が大きくなる傾向があります。そのような医療法人の出資持分の評価額は多額な

46

お申し込みはコチラ  
クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

## 申込書(第一法規刊)

書名	価格	部数
弁護士のための医療法務 経営・労務・事業承継編 ～大切なことは医師のライフサイクルを知ること！？にあり～	定価3,960円(本体3,600円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年月日

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

## ■宛先

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社

TEL.0120-302-640  
FAX.0120-302-640

書店印

ご住所

事務所名

フリガナ  
ご氏名

TEL

E-mail

公用  
 私用

お客様よりお預かりした個人情報は、商品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会・修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤル 0120-203-696 FAX.0120-202-974